## 第8回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議録

1.日 時

平成16年2月23日(月)14時00分~15時52分

2.場 所

秋田キャッスルホテル 放光の間

- 3.会議の次第
  - (1) 開 会
  - (2) 議事

議案第33号 補助金等の取扱いに関する件

議案第43号 保健、衛生事業の取扱いに関する件

議案第44号 環境保全事業の取扱いに関する件

議案第45号 ごみ処理事業の取扱いに関する件

議案第46号 し尿処理事業の取扱いに関する件

議案第47号 農林水産関係事業の取扱いに関する件

議案第48号 商工観光関係事業の取扱いに関する件

議案第49号 財産区の取扱いに関する件

- (3)報告
  - (1) 地域審議会等設置の検討について
  - (2) 平成16年度合併協議会事業計画および予算の取扱いについて
- 4. 出席者氏名
  - (1) 出席委員(29人)

会 長 佐竹 敬久

副 会 長 大山 博美、伊藤 憲一

委員 相場 道也、松葉谷温子、名古屋 昇、佐々木勝男、佐々木敏雄、 辻永 武美、佐々木晃二、安井 貞三、藤原 貢、進藤 芳明、 工藤 四郎、伊藤 満、相原 政志、三浦 芳博、藤田 茂、 小野寺一志、竹下 博英、牧野 正則、山口 博司、池村 好道、 佐藤 裕之、稲場みち子、小野寺平紀、佐藤 勇一、片桐登司夫、 地主 重子

## (2) 事務局

事務局長 高橋 健一

事務局次長 豊嶋 司

事務局参事 高橋 善健、石谷 雄一、鎌田 潔、工藤 昌夫、佐々木秀則、

丸山 春男

事 務 局 員 新出 康史、柳田 義人、宇佐美陽子、西田 幹、名古屋 晃、

藤原 正人

専門部会長 田村 力、藤本 六男、大山 幹弥、佐々木秀平、我妻 弘思、

佐藤 英實、赤川 久雄、福田 恵一

関係職員 今川 清宣

## 5 . 会 議 録

高橋事務局参事 皆様、大変お待たせいたしました。委員の皆様お揃いでございますので、ただいまから第8回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を開会いたします。

私は本日の司会を務めます協議会事務局の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、協議会委員に異動がありましたので、この場でご報告いたします。 秋田市収入役につきまして、前任の保坂五郎氏が1月29日の任期満了をもって退任 され、翌1月30日から、新たに佐々木敏雄氏が就任されております。これに伴いまし て、協議会規約第8条第1項第3号に基づき、新たに佐々木氏が協議会委員に就任し ております。

それではご紹介いたします。秋田市の佐々木収入役、どうぞご起立願います。

(佐々木敏雄委員起立)

佐々木敏雄委員 秋田市収入役の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋事務局参事 委員の皆様には、異動後の協議会名簿をお配りしておりますので、 ご確認願います。

また、事務局側の説明員として、本日の案件に関連する専門部会から部会長等を出席させております。出席者の紹介につきましては、名簿の配付により省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日も議事が大変多ございまして、途中で説明員の入れ替えをさせていただきますので、委員の皆様、あらかじめご了承願います。

次に、会議に先立ちまして、本日の資料を確認いたしたいと存じます。

次第がございまして、資料1は、第8回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案

件の冊子でございます。資料2は、補助金等の取扱いについての資料でございますが、この関係の資料といたしまして、付属の資料2 - 1という二枚ものの資料が後ろに付けてあります。それから、資料3は、保健、衛生事業の取扱いについての資料でございます。資料4は、環境保全事業の取扱いについての資料でございます。資料5は、ごみ処理事業の取扱いについての資料でございます。資料6は、し尿処理事業の取扱いについての資料でございます。資料7は、農林水産関係事業の取扱いについての資料でございます。資料8は、商工観光関係事業の取扱いについての資料でございます。そのほか本日は、報告関係資料1といたしまして、平成16年度協議会事業計画(案)という資料、それから報告関係資料2といたしまして、平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算(案)という資料をお付けしております。さらに、その他資料といたしまして、その1が協議会名簿、そして、その他資料2は、今後の協議会の開催予定表の変更後ということで、直近の日程調整をしたものをお付けしております。そして、その他資料3といたしまして、事務局説明員名簿、これが本日の資料すべてでございます。

委員の皆様、資料の関係はよろしいでしょうか。

それでは、会議の進行は、規約に基づき、会長である佐竹秋田市長にお願いしたい と存じます。

佐竹議長 それでは、皆様方には、特に両町議会の皆様には、私共もそうですけれど も、議会の直前等々でお忙しいところを出席いただき、ありがとうございます。

それでは、早速、会を進めさせていただきます。

これより第8回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の会議を開きます。

議事に入ります前に、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程の第6条に基づき、本日の会議における会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員は、雄和町議会議員の牧野正則委員、秋田大学教授の池村好道委員、河辺町助役の名古屋昇委員にお願いをいたします。

それでは、次第の2の議事に入ります。

今日の議案は8件でございます。

まず、議案第33号、補助金等の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 資料1、第8回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件集をご覧ください。めくっていただきまして、1ページでございます。

議案第33号、補助金等の取扱いに関する件。

補助金等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

補助金等については、秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、一部の補助金等については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

平成16年2月23日提出。

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久。 でございます。

この議案の関係につきましては、1件についてのみ継続審議となっているものでございます。それを説明いたします。

資料2をご覧ください。

議案第33号関係資料、補助金等の取扱いについてでございます。

1ページでございます。このうちの14番、部会は企画調整専門部会でありました。 雄和町育英会運営費補助金でございます。区分はAでありますので現行どおり。この 調整方針は、補助金については、育英会の経営状況を見ながら取扱いを検討する、で ございます。経緯を説明いたします。

資料2-1、補助金現況調書をご覧ください。

前回の協議会では、秋田市側と雄和町側から継続という意見がございました。秋田市側委員からは、秋田市議会調査特別委員会での調査が終わっていないことが理由でございました。雄和町からもございましたので、その含意を確認いたしましたところ、この調整方針をご覧ください。但し書以降について見え消しとしてございますが、この削除をお願いしたいということでございました。

そこで専門部会、幹事会で協議した結果、まず、市議会の調査が終わったことが確認されるとともに、削除についても次の理由から妥当であるとしたものでございます。

理由としましては、課題の欄をご覧ください。 、 と詳細にわたって課題が整理されてございます。このうち下から5行目をご覧ください。雄和町は同会の運営継続のため、平成16年度から元利償還に伴う不足額を補助することとしている、ということでございます。このことについては、平成16年度当初予算に計上する予定であることが確認でき、そうした確認の中では、総体的に但し書の部分の趣旨が達成されているということから、削除については妥当であるとしたところであります。

また、次のページについては一部誤りがございますので、訂正後の資料を改めて配付しているものでございます。一番下の平成14年度決算額、平成15年度決算額の括弧の中の内訳が入れ違っておりました。これが正しいものでございます。そこでもう一度先ほどの議案集の1ページにお戻りいただきまして、この議案の取扱いでございますが、そうしたことから、この当該議案についての264項目のすべての調整が終了いたしましたので、今回、議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、本件は全体で264件の事業項目のうち、この雄和町育英会運営費補助金に関する1件の調整方針が定まっていなかったことから継続審議となっているものであります。

それでははじめに、ご質問からお伺いします。ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 質問がないようでございますので、次に、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご意見がないようでございますので、ただいまから採決をいたします。議案第33号、補助金等の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第33号は、原案のとおり決定されました。 次に、議案第43号、保健、衛生事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案第43号、保健、衛生事業の取扱いに関する件。

保健、衛生事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

保健、衛生事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事 務事業については、廃止する。

資料3をご覧ください。めくっていただきまして、様式1は総括表でございます。 当該事業は179の事業がございまして、Cの廃止としたものが6件、そして経過措置 が2件ございます。

それでは、37-6ページをご覧ください。様式2にまいりまして、行政制度等の調整方針(案)でございます。

当該事業については、秋田市が中核市であり保健所を設置していることから、両町 分の事業等につきましては、県から事務移譲を受けるものがほとんどであります。主 な点について説明してまいります。

まずはじめに、1番、献血推進事業であります。課題にありますとおり、合併に伴い市域が広域になるため、両町の各事業所に精通した職員による献血の推進が必要となる。調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、献血推進の窓口については引き続き両町に設け、日赤血液センターとの協力により献血推進業務を行う、でございます。

次に、37-7ページの7番の現況の欄に、県経由事務(申請受付)という表記がございますが、これは県の事務を保健所が取り次いでいるということでございますので、

ご理解いただきます。

次に、ずっと飛びまして37-11ページをご覧ください。42番、岩見三内診療所関係 でございます。課題にありますとおり、合併後の貸付契約をどのように行っていくか、 でございます。調整方針案が、土地と建物については、現行の賃貸借契約を引き継ぐ ものとする、でございます。

次の43番、健康21計画推進事業でございます。課題の欄をご覧ください。秋田市と 両町がそれぞれ計画を策定しており、重点項目、目標項目および目標値が異なること から調整をはかる必要がある。これについては、合併後、平成17年度を目途に、両町 との計画の調整をはかり、制度を統一する、でございます。

次に、ずっと飛びまして37-16ページをご覧ください。62番、母子保健推進員育成の関係でございますが、課題にありますとおり、両町のみ実施している。調整方針の案が、合併後は秋田市の母子保健事業で実施する。河辺町、雄和町の母子保健推進員制度は廃止し、自主的活動に移行する、でございます。

次に、37-19ページの68番・69番、思春期健康づくり事業、それから中学生の赤ちゃんとのふれあい体験学習でございます。課題にありますとおり、両事業とも両町のみ実施している。調整方針も同じく、合併後は、教育委員会との調整をはかりながら、「健康あきた市21」の事業と関連づけて進める、でございます。

また、ずっと飛ばしていただきまして、37-24ページの85番、健康な地域づくり活動事業でございます。課題が、雄和町のみ実施している。調整方針は、合併時に廃止とし、自主的活動に移行する、でございます。

次もまた、少し飛ばしていただきまして37-29ページ、101番、母子保健計画でございます。課題のとおり、雄和町のみ実施している。調整方針案は、秋田市では母子保健計画をエンゼルプランの中に包括している。雄和町で策定する母子保健計画については、今後、事業推進の参考としたい、でございます。

次に、103番、幼児健康診査でございます。課題にありますとおり、秋田市と両町が同等の制度で実施している。調整方針でございますが、秋田市では現行どおり毎月実施するほか、地域性を考慮し両町においても現行の会場において年4回ずつ実施する。雄和町の2歳6か月児健診は、幼児健診としては廃止し、歯科健診については、秋田市で実施している2歳児歯科健診へ統合する。なお、秋田市が行っている地域での子育て支援活動に対する講師派遣と同様に、医師を講師とする育児相談等の実施について検討する、でございます。

次のページ、37-30ページでございます。104番、2歳児歯科健康診査でございます。 課題は、秋田市は医療機関方式、河辺町・雄和町は集団健診方式で実施し、また、対 象月齢が異なっている、でございます。調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一 して実施するものとするが、平成17年3月までを移行期間として両町の制度と秋田市の制度を並行して実施し、4月からは秋田市の制度に完全移行するものとする、ということでございます。

次の105番につきましても含意は同様でございます。

次に、37-32ページ、109番でございます。次のページまで関わる大きな事業でございますが、109番、老人保健事業(健康診査)でございます。課題は、検診の実施方法が、秋田市は医療機関方式がメイン、河辺町は胃ガン検診が巡回方式で、その他は集団セット検診、雄和町はすべての検診が集団セットと異なっている、ということでございます。調整方針案でございますが、実施方式については3市町の現行の方式を維持し、両町で実施する集団セット検診の期間についてはそれぞれ9日間とする。また、実施時期については農繁期を避けることに配慮しながら検診受託機関との調整を行う。健康診査の種別については秋田市に統一し、自己負担金は医療機関方式と集団方式の2種類設定する、でございます。

次に、ずっとまいりまして37-44ページまで飛んでいただきます。139番、感染症予防対策事業でございます。記載のとおり感染症は、ウイルス検査等を行っているわけでございますが、課題の欄に、秋田市では、水害等による家屋の浸水時には、衛生指導のみを実施している。調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

私の説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第43号、保健、衛生事業の取扱いに関する件について、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご質問はないようでございますので、ご意見はございませんで しょうか。はい、どうぞ。地主さん。

地主重子委員 37-19ページの項目68番、69番についての提言と要望でございます。

68番、69番、河辺・雄和両町の思春期健康づくり事業と中学生の赤ちゃんとのふれあい体験事業についてですけれども、思春期の健全な心身の発達の過程におきまして、自分と他人の命に対する正しい知識を得て情操を育むためには大きな事業だったと思います。特にこの時期の赤ちゃんとのふれあい体験というのは、ジェンダーの壁を自然に取り払い、男性の育児休暇制度を抵抗なく受け入れ、そして認め合えるという社会の意識啓発にもつながるのではないかと考えます。健康あきた市21の事業に関連事業がありますので調整されるものとは思いますが、新市の重点項目として、さらにふくらませていただきたいと思います。

また、項目の80番、訪問指導についてですけれども、秋田県の課題でありますとじ

こもりの予防対策といたしまして、少子高齢化対策と並行して、これも新市の課題と して大きくとらえていただければ有難いと思います。

以上です。

佐竹議長 ただいまのお話は、ご提言、あるいは今後の方向についてのご示唆だと思いますが、担当の専門部会長、ちょっと今の件について。

佐々木保健専門部会長 秋田市保健所の佐々木でございます。

68番、69番に関しましては、合併後に教育委員会との調整をはかりながら、また、 健康あきた市21などの事業と十分に関連づけて進めていきたいと思っています。

それから、80番に関しましても、これは非常に大切なことでありますので、合併後 も市で検討してやっていきたいと思っております。

佐竹議長 いずれ、今後は県の保健所ではなく市の保健所になりますので、そういう 意味では、非常に私共の市としての取り組みで自主的にできるところが大変増えると 思います。よろしくご理解願いたいと思います。

ほかにございませんか。はい、どうぞ。牧野さん。

牧野正則委員 雄和町内に県の保健所がありますけれども、合併になりますと、当然廃止という方向になろうかと思います。ここで県の財産について伺うのもちょっと変なわけでありますが、撤退後に地元で保健事業ならびに保健事業以外の有効活用として、この跡地といいますか建物といいますか、それらを有効活用できないものか、ひとつ伺いたいと思います。

佐々木保健専門部会長 雄和町にあります秋田中央保健所の南出張所の件だと思われますけれども、ここで行われている事業そのものは、精神発達の精密検査等の事業でございます。現在のところ秋田市保健所としては、その跡地の利用を想定はしておりませんけれども、地域住民の人たちの意向を十分に考慮して必要性を検討していきたいと思っております。

佐竹議長 これは県との調整がございますが、いずれ内容については、むしろ市の保健所ということで全体として濃くなると思います。

ただ、あの施設についてはまだ県との調整がなってございませんので、これはご意見があったということで、ひとつ研究課題にさせていただきます。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 では、ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。 議案第43号、保健、衛生事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第43号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第44号、環境保全事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案第44号、環境保全事業の取扱いに関する件。

環境保全事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

環境保全事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、環境モニタリング調査は、合併翌年度から統一する。

でございます。

資料4、議案第44号関係資料でございます。めくっていただきまして、様式1が総括表でございます。当該事業には15の項目がございますが、12番に1点のみ経過措置がございます。

それでは説明してまいります。

38-2ページでございます。1番、環境に関する計画でございます。課題にありますとおり、1市2町を全域とする新たな計画が必要である。調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町、雄和町のこれまでの経緯や地域の実状へ配慮し調整する、でございます。

次に、38-3ページの6番、環境美化事業(クリーン作戦等)ということでございます。課題にありますとおり、1市2町で実施時期や支援内容が異なっております。 そこで調整方針でございますが、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、実施時期等については、合併後の新市において河辺町、雄和町のこれまでの経緯や地域の実状へ配慮し調整する、としてございます。

次に、38-4ページの10番、公害に関する苦情処理の事業でございます。課題が、 市域の広域化に対応した、迅速な苦情処理を図る必要がある、でございました。調整 方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する。苦情処理については、新市域へ対応し た体制を構築する、でございます。

38-5ページの11番、公害防止協定等でございます。記載のような現況となってございまして、課題が、2町で締結している公害防止協定を新市でどのように取り扱うか、でございます。調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する。この公害防止協定を継続的に取り扱っていくということでございます。

次の12番に、平成17年度から秋田市の制度に統一するという16年度中の経過措置がございます。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第44号について、ご質問ございませんでしょう

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 では、ご質問がないようでございますので、次に、ご意見はございませんでしょうか。はい、地主さん。

地主重子委員 項目 9番の自然環境の保全についての要望でございます。

雄和町は雄物川が貫流しておりまして、輝く緑と水の里を町民の共通理念として文化を育んでまいりました。また、小・中学生のふるさとへの思い入れと6つの景観形成指定地区を盛り込んだ景観条例を昨年4月から施行いたしております。

合併時に秋田市の制度に統一することになりますけれども、この小中学生の思い入れ、そして町民の思い入れのある景観指定地区を採用していただけるものでしょうか。 採用していただきたいと思うんですけれども、このことについてお伺いいたしたいと思います。

佐竹議長 これについて事務局。

我妻環境専門部会長 これは、環境部というよりも都市整備部の景観条例の中で対応 したいという考えで、景観条例を改正する時期が間もなくあります。その時点でそれ らを考慮したいというふうに伺っております。

佐竹議長 特に、雄和町さんの雄物川も含め極めて優良な環境については、新しい市 も緑あふれるということで、十分これについては考え、重点的に取り組んでまいらな ければならない課題だと思います。

ほかにご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見ないようでございますので、ただいまから採決をいたします。議案第44号、環境保全事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議ないようでございますので、議案第44号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第45号、ごみ処理事業の取扱いに関する件についてを議題といたします。 事務局、説明を求めます。

高橋事務局長 7ページでございます。

議案第45号、ごみ処理事業の取扱いに関する件。

ごみ処理事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

ごみ処理事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、ごみの収集方法は合併翌年度から統一する。

また、一般廃棄物収集運搬業の許可地域は、許可期限まで現行どおりとする。でございます。

資料5の議案第45号関係資料、めくっていただきまして、様式1が総括表でございます。記載のとおり、当該事業には18の事業項目がございました。そのうちの3番と4番に経過措置がございます。

次に、39-2ページをご覧ください。1番、一般廃棄物処理計画は、記載のとおりとなっておりまして、調整方針が、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。次に、3番、一般廃棄物処理業の許可でございます。課題にありますとおり、収集運搬許可業者への新市域での許可区域をどのように取り扱うか、でございました。調整方針案でありますが、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、収集運搬業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとする、でございます。

次に、39-3ページの4番、ごみの収集方法・収集状況でございます。課題にありますとおり、2町の粗大ごみや古布の収集方法が秋田市と異なっております。調整方針案でありますが、平成17年度から秋田市の制度に統一する、としてございます。

次に、39-5ページであります。18番、古紙ステーション回収システム支援経費でございますが、課題にありますとおり、回収方法がそれぞれ異なっております。そこで調整方針案でありますが、合併時に秋田市の制度に統一する、としてございます。 説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第45号に関しまして、ご質問ございませんで しょうか。はいどうぞ。

佐藤勇一委員 4番のごみの収集方法・収集状況についてでございます。今、家庭ご みが毎日各家庭から出るわけですので、大変重要なことだと思っております。

そういう意味で、粗大ごみについてでございますが、河辺町、雄和町は無料で収集しております。誠に町民にとっては有難いと思っております。秋田市の場合は粗大ごみの収集が有料ということになっておりますが、私、町民の立場でお願いするんですけれども、これは端的に言いまして週1回でなくても月1回、2回でもよいと思いますし、できれば、これは費用の面も絡んでおることと思いますけれども、無料にできないものかということです。町民にもそういう声が大分あるようですので、まずそういうことについて、ひとつお考えをお聞かせ願いたいと思います。

佐竹議長 はい、事務局。

我妻環境専門部会長 環境部の我妻です。

私共は有料化にしておりますが、そういう関係で、できるだけ粗大ごみを出さないようにいろんな形で再利用したりして大切に使ってもらっております。これを無料にしますと、粗大ごみが際限なく出てまいります。

そういうようなこともありますので、僅かな費用ですけれども有料化という形でお願いしております。今後もそういう形でご理解をいただきたいと思っております。 佐竹議長 値段はどうなっていますか、うちの方。

我妻環境専門部会長 種類によって違います。ものによって値段が200円から1,500円までございます。例えば、電子ピアノやオルガンなどのそういうものは1,500円と。ガステーブルなどは200円という形になっております。

佐竹議長 ちょっと私もここ見て思ったんですが、河辺、雄和のステーション方式と うちの方との違いというのはどうなっていますか。

我妻環境専門部会長 秋田市は、戸口回収といいますか、申し込みがあったところに 一軒一軒回って回収してくるという形になります。河辺町、雄和町さんは、指定場所 に出すというような形をとっているようです。

佐竹議長 いずれこれは、重いものを玄関まで取りに来ていただけるからある程度の 金額だと。大きいものを運ぶのだと。ただ、今は、大きなものでも、電気機械、テレビだとかはもう法律で完全に投げられないことになっていますので、ここら辺の考え 方なんでしょうけれどもね。

いずれ、全国的に一般廃棄物も有料化するというのが一つの大きな流れになっていることは確かです。ただ、一般廃棄物までという話はなかなか難しいですし、非常にここら辺を受益者負担との原則と合わせて考えるとですね、そこら辺はどうなんでしょうか。

逆に言うと、大きなものをわざわざ運んでいかなくても玄関先までという、そういうところもあって、ここの考え方なんですけれどもね。

佐藤勇一委員 説明を聞いて、その内容的なことはある程度わかりました。河辺町では、ごみ収集所に粗大ごみも出しておるわけですけれども、秋田市は玄関まで取りに来ると、こういうような違いがあるようですね。

それで、これは私たちにとっては新しい試みになるわけで、ステッカーとかを貼って出した人を確認するなど、そのようにしてやっていると思いますし、また、ものによっているいる料金が違うと思います。そこの辺りの説明が今すぐには把握できない面もありますので、そうした支払い方法といいますか、どこに納めるのか、あるいは口座振込になるのかといったこともあると思いますので、そういう点もお聞きしたいんです。

まず、河辺町、雄和町にとっても新しい試みになると思いますし、なかなかその点についても把握しかねますので、もう一度ご説明願いたいと思います。

佐竹議長 はい、事務局。ちょっとそこら辺を詳しくご説明してください。

我妻環境専門部会長 粗大ごみ収集の申し込み方法ですが、電話で申し込みます。そ

の粗大ごみによって金額が違いますので、それをですね、コンビニなどでその金額の 証紙を買いまして、それを貼って出してもらうという形になります。

例えばですね、ガステーブルを粗大ごみとして出したいという場合は200円になります。スーパーとかコンビニに証紙がありますので、200円を出してその証紙を買って、そしてそのガステーブルに貼り付けて回収してもらうということになります。これにつきましては、十分その周知がなるよう私共も広報等を通じてPRに努めてまいりたいと思っております。

佐竹議長 これについても、私が喋るのもあれですけれども、私、ごみ投げの当番だから話すんですが、秋田市で有料に移行した時点では、特に問題はなかった。

というのは、粗大ごみそのものが毎週出るものでもないし、せいぜい年に1回まとめて出すときに証紙を買ってペタペタっと貼ると。ピアノだとかそういうものというのはそんなに出ないですし、1年に1回あるかないかなという感じがします。むしろ、かっての秋田市では、お年寄りが重いものをそこまで運んでいくに大変だということで、若干のお金を出しても玄関まで来てもらった方がよいという、そういう趣旨もあってやったことですので、秋田市の場合は混乱はなかったという話をさせていただきます。

いずれ周知の方法、あるいはその証紙を買える場所もたくさんあると思いますので、 できるだけ便利な形で進めるということで、ひとつご理解願えればと思います。

ほかにご質問ございませんか。はい、稲場さん。

稲場みち子委員 同じ4番のところで雄和町さんにお尋ねしたいんですが、ここで、 古紙のほかに古布を年3回集めていらっしゃいますけれども、これは、集めた布を何 かに利用なさっていたんでしょうか。

佐竹議長 はい、どうぞ事務局。

今川雄和町町民生活課長 雄和町です。

古布でありますけれども、年3回という収集体制をとってございまして、古布そのものについて特別な目的をもって回収するというのではありません。町の保全公社にすべてのごみの収集を委託しておりますけれども、その中の一環として布切れの部門を年3回に分けて、いわゆる普通のごみとして収集しておりまして、特別そのあとの目的というのは設定してございません。

稲場みち子委員 わかりました。

以前、ある会に入っていたときに、やっぱりシーツや何かの、穴が足のところにあいてもほかのところがきれいというところをみんなで切ってですね、30センチ四方にしまして、TDKの会社の関係のところへ持って行って、機械を拭くというふうなことにやっていたことがあるものですから、なかなかいいことをやっていらして、こう

いうのは残していただきたいなんて思ったものですから。

ありがとうございます。

佐竹議長 秋田市はどうしていますか。

我妻環境専門部会長 秋田市は家庭ごみとして焼却処分をしています。

佐竹議長 いずれ、ボランティアで町内で集めているところがありますね。これを別にするというのはなかなか難しいことですが、いずれ雄和町さんの方は、逆にいうと、 秋田市に統一するといつでも投げれるという話にはなります。

ただ、その資源の問題は、これはまた別の観点からのとらえ方が必要なのかなと思います。いろんなその古布でも、本当に何とも使えないもの等もあって、町内ボランティアだとか、いろんなボランティアグループさんが、例えばライオンズクラブなんかで集めて雑巾を縫って、それを福祉施設に寄附するなんてのは、そういう形でやっているところもあるようですけれども、いずれ、リサイクル等の全体の問題としてとらえていかなきゃならないと思います。

ほかにございませんでしょうか。はいどうぞ、片桐さん。

片桐登司夫委員 この前、私が補助金の関係で、集積所の件を質問いたしました。

要するに雄和町の場合は、町から補助金を出してもらって集積所を作っておりました。今回その補助金がなくなるということでございまして、秋田市では、この前には道路に置いて網をかぶせておけばいいというふうな話でございましたけれども、雄和町ではそういきません。今は、かなり頑丈な集積所を各集落に5カ所か10カ所ぐらい作ってあります。それが、今後月日が経ち古くなりますと、壊れたりいろんな問題が出てくると思います。

そういうことで、秋田市内はいいと思いますけれども、やはり田舎にまいりますと、 そういうふうな集積所の件を、今後も補助金等で何とかできないものか、そこら辺を ひとつ秋田市の方に考えてもらいたいと思っています。

よろしくお願いします。

佐竹議長 これはご意見として伺っておくことになろうかと。実は、秋田市でも頑丈な集積所を作っているところがあります。これは私の町内も作っていますけれども、 各家々で毎年1,000円取られます。ただやっぱり、それぞれの町内で違うんですよね。

ただ、最近の秋田市では休日や祝祭日も集めていますので、そう極端にたまることがなくなってきていると、そういう状況もありまして、なかなかこれに補助金ということになると、秋田市全体では約5千数百カ所ということであり、また、非常にその状況が違っております。

今はご意見としては伺っておきますけれども、まずこの問題については、一応原則 的に統一するということで。また、新しい課題としておきます。 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ないようでございます。これから採決をいたします。議案第45号、ごみ処理事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第45号は、原案のとおり決定をされました。

次に、議案第46号、し尿処理事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 9ページでございます。

議案第46号、し尿処理事業の取扱いに関する件。

し尿処理事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

し尿処理事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、河辺町の合併浄化槽設置整備事業については、当分の間現行どおりとする。 また、一般廃棄物収集運搬業の許可区域および浄化槽清掃業の許可区域は、許可期 限まで現行どおりとする。

資料6でございます。めくっていただきまして、この当該事業関係には2つの項目があり、それぞれ経過措置がついております。

40-2ページをご覧ください。様式2の調整方針案でございますが、1番、合併処理浄化槽設置整備事業でございます。課題にありますとおり、秋田市は一律補助、雄和町は人槽別補助を行っている。河辺町は町で設置管理する浄化槽の整備を行っている。調整方針でありますが、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、補助金額は雄和町の制度を基準として検討する。また、河辺町の制度については、当分の間現行どおりとする、ということでございます。

この但し書の雄和町の制度を基準とするという部分は、この現況の中の補助金額、 5 人槽37万5,000円、以下6~7 人槽、8~10人槽、この補助制度を基準として、今 後、新市において検討したいということでございます。

また、後段の河辺町の制度については、町が維持管理をしているということでありまして、秋田市、雄和町と制度が異なっておりますが、この件を十分参考にして新市において検討すると。その間は、当分の間現行どおりとしていくということでございます。

2番、し尿・浄化槽汚泥の収集および処分についてでございますが、これは協議済

みとなっている案件でございますけれども、課題にありますとおり、秋田市と両町で 手数料が異なる、ということでございます。調整方針案が、合併時に秋田市の制度に 統一する。ただし、収集運搬業および浄化槽清掃業の許可区域は、許可期限まで現行 どおりとする、ということでございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 この合併処理浄化槽設置整備事業の調整方針については、今おわかりだと思いますが、調整方針の書き方が分かりづらいのですけれども、要は雄和町さんがこの6~7人槽、8~10人槽、それぞれに分けて高額になると。秋田市は一定額ですからありませんけれども、制度的には、むしろ雄和町さんの制度を基準として検討するということですから、雄和町さんの制度に揃えるような形で、そういうふうな読み方なんです。これは、あくまでも合併してからでないと検討というのはできないんですけれども、うちの方の予算は。それと、河辺町さんの制度については、当面この町設置型でやっていますので、現行どおりとする。そういうことで、むしろ雄和町さんの制度に統一するという裏返しなんですね。ただ、今の時点では予算の関係等がありますので。

あと、河辺町さんの方の制度については、この受益者負担を含めて、ここら辺はど うなるのかちょっとわかりにくいので、もうちょっと詳しく説明してください。

我妻環境専門部会長 河辺町さんでは、建設するときから総務省の補助制度を利用して作り、維持管理も町でやるという形で行ってきています。総務省の20戸未満という市町村設置型の事業の補助制度がございます。それを利用してやっております。

以上です。

高橋事務局長 補足しますと、したがって河辺町の受益者負担額が厚生省関係と総務省の関係で、この受益者負担の割合が違っているということであります。今回会長がおっしゃいましたとおり、雄和町の補助金額の制度を視野に入れるということと、河辺町の町の管理、これを新市において視野に入れて検討していくということであります。

以上です。

佐竹議長 ということです。いずれ、秋田市の方が雄和町さんに倣うような形になることであります。ただ、ここで私の方の議会議決事項になりますので、これは検討ということで、そういうことでよろしいのではないかと思います。

ほかにご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

伊藤 満委員 実は、この調整方針案について非常に複雑な印象を受けましたので、 事前に勉強させていただきました。今、市長さんからも、雄和町と河辺町の良いとこ るを取り入れたというふうな印象のご発言がありましたけれども、調整案そのものの 字句を見ますと、なかなかわかりにくいというのが第一印象でした。

河辺町さんの制度についても、いかにも9割補助というこの字句が浮き出て、行政の過剰なサービスをしているのではないかというような第一印象を持ったわけです。事業の中身を調べてみますと、従来、集合型の集落排水および公共下水も含めてですけれども、非常に建物費が多くかかるということがありました。新聞などでも、集落排水などについては1戸当たり800万円の事業がかかるという、非常に費用対効果の面から疑問視されるといいますか、事業そのもののあり方の見直しということもいろいる議論になっておったところであります。しかし、そういうことを踏まえて河辺町さんの方では、平成14年からそういったことを解消するべく国の制度が変わったということで、この新しい事業に取り組んだというふうに聞いております。

このような一つの実施例を参考にしますと、従来の事業費に比べて22%の事業費が 削減されるということと併せて、戸別の合併浄化槽を公的機関が管理することによっ て、行き届いた管理がなされるということが特徴として挙げられているようでありま す。その意味で、従来公共桝部分に係る分担金および下水道料金というものについて は使用料を頂戴するということで、行政がこれから取り組む事業としては、非常に良 い事業ではないかというふうに私も考えております。

秋田市ももちろんそういう地域があると思いますし、雄和町も残されております神ヶ村および繋等のそういう集落については、これからこういうような効率的な事業が導入されることによって、環境の整備がはかられていくのではないかというふうに思います。当面の間ということと併せて、新制度を導入する期間が長くならないように、もう良いことはすぐ取り入れていただいて事業に着手していくべきではないかなというふうに感じておりますので、その点について新制度導入までの当分の間というのを、私は早いほどにこしたことはないと思っていますけれども、どの程度の短縮がなされるのかお伺いしたいというふうに思います。

佐竹議長 はい、事務局。

我妻環境専門部会長 環境省にも同等の制度がございまして、こちらの方が有利な補助制度になっています。今までですと、いわゆる水質保全のための特定の場所以外は対象になっておりませんでしたが、14年度の補正予算後に条件が緩和されました。

それで、今後、この制度を活用してその市町村設置型を進めていきたいというふうに考えています。できるだけ早く、準備、体制等が固まり次第その事業を取り入れて、 市町村設置型で整備していきたいというふうに考えております。

佐竹議長 今、環境部長から話ありましたとおり、私の方でも両町を十分勉強させていただいて、できるだけ負担が軽減されて、しかも早くできるような形ということで、もう既にそういう検討体制に入らせていますので、ご了解いただきたいと思います。

ほかにご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長ないいようでございますので、ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それではないようでございますので、採決をいたします。議案第46号、し 尿処理事業の取扱い関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第46号は、原案のとおり決定を されました。

それでは、ここで事務局説明員の入れ替えをいたします。委員の皆様には恐れ入り ますが、そのままで少しお待ちください。

(事務局説明員入れ替え)

佐竹議長 引き続き、議事を進行させていただきます。

次に、議案第47号、農林水産関係事業の取扱いに関する件を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 11ページをご覧ください。

議案第47号、農林水産関係事業の取扱いに関する件。

農林水産関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

農林水産関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、一部の事務事業については、現行どおりとするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

資料7の議案第47号関係資料でございます。様式1は総括表でございます。この事業については、97件ございます。そのうちAの現行どおりとしたものが18件、Cの廃止としたものが5件、経過措置は4件ございます。

それでは説明してまいります。

41-4ページ、調整方針案の様式2でございます。

1番、農業振興地域整備計画でございますが、調整方針にありますとおり、合併後の新市において新たな計画を策定することとし、新計画の策定までは現計画で運用をする、でございます。

次に、41-7ページ、12番、地域特産品調査検討事業でございます。課題にありますとおり、秋田市と河辺町の事業内容等が異なる。雄和町では実施していないとなってございますが、調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一ということで、調査検討を進めてまいります。

次に、41-8ページをご覧ください。15番、16番の関係でございますが、15番、山

村振興計画、そして16番、新山村振興等農林漁業特別対策事業でございますが、課題にありますとおり、両項目とも山村振興法により実施できる地域が決まっている。したがいまして調整方針は、合併後も現行どおりとする、でございます。

次の41-9ページ、19番、特定農山村総合支援事業でございます。課題にありますとおり、雄和町のみで実施している事業でありますが、合併後も現行どおりとする、でございます。

次に、41-10ページであります。23番、堆肥センター管理運営でございます。課題にありますとおり、管理運営方法について検討が必要である、というふうなことでございました。調整方針が、合併後も現行どおりとする。ただし、合併後に管理運営方法を検討する、でございます。

次の24番、稚魚放流でございます。調整方針が議案第33号にもあったわけですが、課題が1市2町で実施内容が異なっておりますが、調整方針は、合併後も現行どおりとする、でございます。

次の41-11ページの28番、未登記処理業務委託でございます。これは課題にありますとおり、河辺町のみが実施しているものでありますが、合併後も現行どおりこの解消する事務を進めていくということでございます。

それから、このページの33番、生産物直売所でございます。課題にありますとおり、 河辺町さんの施設ですが、現在は未利用となっている。調整方針は、合併後も現行ど おりとする。ただし、合併後に活用方法を検討していくということでございます。

次に、次のページ、12ページでありますが、38番目の説明に入ります前に37番目等々については協議済みとなってございますが、38番、河辺町総合庁舎の中での各種団体の入居状況ということで、課題は、秋田市の行政財産使用料と算出方法が異なっている。調整方針は、合併後も現行どおりとする。ただし、行政財産使用料については秋田市の算出方法に統一する、ということでございます。

次の40番目でありますが、農村公園の欄でございます。両町にございますが、課題にありますとおり、管理方法について検討が必要である。調整方針案でありますが、河辺町の岡村農村公園は、合併後も現行どおりとする。ただし、管理方法については合併までに検討する。雄和町の大正寺農村公園は、合併前に廃止する、でございます。

次に、41-15ページ、52番、林業関係負担金・会費等でございます。課題にありますとおり、1市2町で加入する団体が異なっておりますが、調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、41-16ページをお願いいたします。61番、県営林道開設事業負担金であります。記載のとおり、秋田市と2町で用地の提供方法が異なっております。調整方針案でありますが、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に少し飛びまして、41-20ページ、86番、標準小作料改定の項目であります。課題にありますとおり、地域性を考慮する必要がある、ということであります。調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一するが、当面は合併前の農業委員会が示した標準額で運用する、でございます。

次のページの92番、農作業標準受委託料金設定でございます。課題は、地域性を考慮する必要がある。調整方針案が、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、設定にあたっては地域性に配慮する、でございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第47号につきまして、ご質問ございませんで しょうか。はいどうぞ。

進藤芳明委員 13番の地産地消推進事業についてお尋ねしたいと思います。

この事業につきましては、秋田市、雄和、河辺がそれぞれ違った方向で実施しておるようでございますけれども、今、全国的に見ても大変な勢いでこの地産地消事業というのが進んでおるように見受けられます。特に国道沿線には道の駅等がどんどん増え、それらに直売方式でやっておるわけでございます。我々は、どう考えても農家はやはり作ること、そして同時に自分で価格をつけながら売るということが、これからの時代だなと、こういうふうに思っておるものでございます。

そういう意味で、今後、新秋田市がこれらの直売形式の道の駅やそういう事業に取り組む姿勢があるのかどうか、そこら辺をお尋ねいたします。

佐竹議長 はい、事務局。

赤川農林専門部会長 ただいまの件についてお答え申しあげます。

地産地消の推進につきましては、もう既に秋田市、河辺、雄和町が一体となりまして、例えばセリオンですとか、竿灯まつりですとか、大正寺のおけさまつりなどのいるんなイベントを活用しながら地産地消を積極的に推進してきておりまして、16年度は、特に河辺町、雄和町のすべての機会を通じて地産地消を推進することにしております。

道の駅等々につきましては、これからの課題でございまして、合併を視野にも入れて、新年度早々に秋田市、河辺町、雄和町の農林水産業の振興戦略会議という会議を設置いたしまして、各界各層からいろんな意見を聞きながら、例えばスーパー農園であるとか、道の駅であるとか、広大な農地を活かした有効活用だとか、あらゆる面で農業振興をはかるための検討をしてまいっていくことにしてございます。その中でいるんなアイデアや計画を作ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

佐竹議長 ほかにご質問ございませんでしょうか。はいどうぞ。

小野寺平紀委員 やはり地産地消のことでございますけれども、今、実際に直売所なんかを作っているけれども、年間通して売るものがないと、生産量が少ないというのが新市の実態でございます。私共農家が、今、この秋田市に供給している量というのは約4億5,000万か5億円ぐらいよりございません。これに対し、秋田市の消費している量というのが、もう200億円以上の野菜と果実とそれらを加工したものでございますけれども、それくらいの量が消費されておるわけです。その中で、この作物をもっともっとやっぱり増やすこと、これが必要だなと私も思っております。

これからの計画の中では、自給率の向上ということを全面に出しておるわけでございますから、それらの中で、これから必要な作目、年間を通してできる作目というものを選定しながら、そしてそれでもって地産地消なり、直売所、あるいは学校の給食なんかに十分に供給してやるという体制づくりというものがこれから必要になってくるだろうと思います。今、地元の直売所のことで頭にあったんですけれども、補助もない、振興費もない、合併しますとですね。そういう中で、そういう振興策をしっかりやろうとするならば、そういう補助など、それは我慢しようと。だけれども、それがなければ何のための合併なのかなという感じを持っておったわけでございます。

しかしながら、やっぱり大きくその振興策を掲げるならば、将来、地産地消という ものを立派にやっていくという決意があるならば、私はそれに同調しなければいけな いなと、こう思っております。そういう意味で、これからそういう地産地消、それか ら今言った自給率の向上というようなものも絡めながら、どういう方向でやろうとし ているのかなということを聞きたいので、お願いしたいと思います。

佐竹議長 はい、事務局。

赤川農林専門部会長 小野寺委員さんは、花を作って実際に販売している実践農家で ございまして、小野寺委員さんのご意見はまったくそのとおりでございます。

いずれ秋田市農林水産業振興基本計画というものを策定してございまして、今、秋田市はそれに基づいて進めておるところでございます。当然これにつきましても、合併を視野に入れながら、人づくり、物づくり、地域づくりという3本の柱を立てながら、より一層の農業振興なり、もちろん食農教育、地産地消、環境に配慮した農業なり、生産基盤なりのいろんなことがあるわけでございますけれども、そういうものにつきまして、先ほど申しあげましたように新年度早々から計画づくりなり、そういうものを進めていきたいと思います。

そして、合併して秋田市の農林業、河辺、雄和を含めた農林業が大分振興したなと 言われるように頑張ってまいりたいと思いますので、小野寺委員さんも花の面からも ひとつよろしくご指導、ご助言いただければ大変有難いと思います。

以上終わります。

佐竹議長 ご承知のとおり、よく秋田県は農業県と言われますが、東北6県の中では 農業生産はビリ、全国的にも下の方であります。この現実は、割と県民の方も知らな いんですね。東北ではビリ、全国的にも下の方。これはやはり米以外の作目が非常に 少ない。あるいは食品産業、加工産業をやるにしても、いわゆる絶対量が少ない。

これは農協は一緒でございますが、市町の区切りがなくなることによって、全体と してのパワーをどう出していくかということが非常に課題ではなかろうかと思います。

また、ある意味では東京方面等の都市に対する様々な戦略なり、例えば秋田市では東京に事務所もあるわけでございまして、そういうものも活用して外に向かってのPR、中の生産体制の強化ということが必要であります。たぶん、合併のあとの産業政策の中では、非常にこの農林部分が大きな位置を占めるのではないかと思いますので、今の戦略会議の中で、ひとつやはり長期的に、また短期的な部分も含めて、それこそ良い方向に向かうためのエネルギーを出していければと思っています。よろしくひとつお願いいたします。

ほかにご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長では、ないようでございますが、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それではないようでございますので、ただいまから採決をいたします。議 案第47号、農林水産関係事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第47号は、原案のとおり決定されました。 次に、議案第48号、商工観光関係事業の取扱いに関する件を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 13ページでございます。

議案第48号、商工観光関係事業の取扱いに関する件。

商工観光関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

商工観光関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、一部の事務事業については現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて 経過措置を講じるものとする。

資料 8 でございます。ご覧いただきまして、議案第48号関係資料でございます。表紙をめくっていただきまして様式 1 でございます。この事業については80件の事業項目がございました。 A となっていて現行どおりとするものが11件でございます。それから C の廃止が 4 件、経過措置のあるものが 7 件、このようになってございます。

それでは説明してまいります。様式 2 、42-3 ページであります。調整方針案であります。

まず、1番、商工会議所及び商工団体への助成でございます。課題にありますとおり、当面、商工会議所と商工会は存続していく見込み。商工会の方が1会員当たりで高い助成割合となっている、でございます。調整方針案でございますが、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、商工会への補助については、激変緩和のため段階的に減額することとする、でございます。

次に少し飛びまして、42-6ページをご覧ください。16番でございます。観光協会 等関係団体への助成でございます。補助金の中にも調整方針を掲載していたわけであ りますが、課題にありますとおり、観光協会等については、組織の合併を視野に入れ た協議が必要である。秋田・男鹿~観光協議会および四町観光ラインについては、市 町村合併を経た後は現在の連携が機能していないことが予想される。これについての 調整方針案でありますが、合併時に秋田市の制度に統一する。観光協会等については、 合併に向けた協議を求めることとする。左記の広域連携組織(2団体)は、合併時に 退会することとする、でございます。

次の17番、観光イベント助成事業でございます。これも補助金等の取扱いの中に調整方針を掲載しており、再掲ということになりますが、課題にありますとおり、へそまつりは、15年度は、実行委員会において中止を決定したが、復活には組織の再編や内容等の再検討を要する。秋田・河辺冬まつりは、15年度から電源地域振興事業補助金を活用できなくなり予算規模半減のため、事業の再構築が必要。花火については、複数の同種の事業を実施する必要性が問われる。河辺町の助成イベントの多くは、町職員の関与が深く、実行委員会等の主体的な運営とはなっていないという課題の認識がございました。調整方針の案でありますが、合併時に秋田市の制度に統一する。へそまつりについては、合併時までに組織の再編や内容等について再検討する。花火主体のイベント補助は、最も規模の大きい秋田市夏まつり雄物川花火大会に統一する、でございます。

次に、42-7ページの21番、自然休養村管理センター(岩見温泉)に関する事業でございます。手数料の取扱いについては協議済みとなっているものでありますが、課題は、地域内に複数の公共温泉宿泊施設を持つことの必要性が問われる。また、施設の老朽化や温泉の維持のため、将来的に多額の投資を必要とすることが予想される、でございます。調整方針案でありますが、合併時に新市が施設を引き継ぎ、外部委託により管理運営することとする。ただし、大規模改修時に宿泊機能を廃止し、日帰り温泉として整備する。70歳以上の割引料金については、秋田市の類似施設に同様の制度がないため合併時に廃止する、としてございます。

次に少し飛びまして、42-10ページでございます。34番、糠塚開発に関する業務でございます。課題は、花き栽培園等の施設使用や管理委託等のあり方を精査する必要がある。また、観光交流館の管理委託料の精査も必要となっているということで、調整方針案でありますが、合併時に新市が施設を引き継ぎ、外部委託により管理運営することとする、でございます。

35番、ふるさと温泉保養施設(ユアシス)に関する事業でございます。これについての調整方針案でございますが、合併時に新市が施設を引き継ぎ、外部委託により管理運営することとする、でございます。

36番、高尾山県民レクリエーション地に関する業務でございます。課題は、施設の活用方針を明確にし、それに見合った整備・運営を行う必要がある。また、委託料の精査が必要、ということであります。調整方針案でありますが、合併時に新市が施設を引き継ぎ、外部委託により管理運営することとする、でございます。

それから、42-11ページの40番、サイクリングターミナルに関する業務でございます。課題が、宿泊部門は比較的順調な経営状態であるが、レジャー部門は一部が閉鎖されるなど、営業種別の検討が必要である。調整方針案でありますが、合併時に新市が施設を引き継ぎ、外部委託により管理運営することとする。なお、宿泊部門は現行どおりとし、レジャー部門は貸し自転車、グランドゴルフを除き廃止することとする、でございます。

次に、43番、ボートピアに関する事務でございます。調整方針案は、現行どおりと する、でございます。

次に、次のページご覧ください。50番、各種団体補助金でございます。課題にありますとおり、秋田市では、小額補助金は廃止する方針である。また、秋田市では、技能組合への補助は行っていない。調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、技能組合への補助は、激変緩和のため段階的に減額し、廃止する、ということでございます。

次に、42-13ページの53番、商工業振興奨励措置事業でございます。33号の議案にも方針が掲載されているわけですが、課題として、合併時に河辺町の課税免除適用案件が残る可能性がある、ということであります。調整方針案でございますが、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、合併前に適用済みの案件については現行の取扱いを継続する、でございます。

次のページ、42-14ページをご覧ください。60番、シルバー人材センター事業でございます。課題が、河辺町では、事業を社会福祉協議会へ委託しているが、秋田市ではシルバー人材センターが実施しており、事業の実施形態が異なる、でございます。調整方針案でありますが、合併時に、河辺町のシルバーバンク事業を秋田シルバー人

材センターに統合し、秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、42-15ページの65番、出稼ぎ援護対策事業でございます。課題は、互助会負担金に対する補助額および健康診断の取扱いに相違がある、でございます。調整方針案でありますが、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、69番、産業振興機構に関する事務でございます。補助金の中にも調整方針を 掲載しておりますが、課題にありますとおり、合併後、職員派遣と補助金交付の整合 性を図る必要がある、ということであります。調整方針案が、合併時に秋田市の制度 に統一する。職員派遣を継続することとし、補助金は廃止する、でございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第48号について、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ないようでございますので、ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 私から。この観光施設はそれぞれにたくさんありますので、連携立てて、より多くのお客さんを呼ぶことができるのではないかと思います。今度は河辺、雄和さんの方に秋田市からも行きやすくなるし、今の秋田市民も行きやすくなるし、さらに、東京の方からお客を呼ぶためにうちの方の事務所をフルに活用したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、ないようでございますので、これから採決をいたします。議案第48号、 商工観光関係事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ござい ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第48号は、原案のとおり決定されました。 次に、議案第49号、財産区の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 15ページをお開き願います。財産区の取扱いにつきましては、第4回合併協議会で他の財産と切り離し、別途協議し、取扱い方針を決定することとしていたところでございます。

議案第49号、財産区の取扱いに関する件。

財産区の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

河辺町および雄和町の財産区については、合併までに、両町と財産区において協定を締結し、地方自治法第294条第1項の規定に基づき財産区を廃止する。

また、廃止後の財産区有財産は協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐもの

とする。

でございます。

この協定について、少しご説明申しあげます。

この協定の主な内容といたしましては、財産が処分されたときの分収割合を定める ものでございます。16ページをご覧ください。ここに財産区の関連資料がございます。

(1)として財産の概要。河辺町には岩見三内、和田の財産区がございます。雄和町には大正寺財産区がございます。

今後の処理手順を(2)として掲載してございます。財産区の廃止については、町議会の議決により施行年月日が決定されるものであります。

財産区管理会の同意から 町議会で議決、そして県知事へ報告され、 町長の告示をもって財産区が廃止されます。

(3)については、河辺町の和田財産区、雄和町の大正寺財産区に基金がございまして、この基金の取扱いについて掲載してございます。基金の取扱いについては、引き継ぐ財産より除くものとする。

基金の使途については、町と財産区において協議するものとする、ということで ございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第49号について、ご質問ございませんでしょうか。はいどうぞ。

片桐登司夫委員 雄和町には大正寺財産区がございますが、これは前の合併のときに財産区を作ったというふうに伺っております。それで、私は大正寺に住んでいますけれども、7自治会がこれに関係しておりまして、今までずっと分収契約に従い維持管理してまいりました。それで、今までの話し合いでは、やはり財産区を残したいという強い希望もあり、私たち自治会長が4、5回集まっていろいろ協議してまいりました。結果は、今ここに書いてあるとおり財産区を廃止するということに決定したわけでございますけれども、この財産区、私の自治会では昭和14年からの分収契約がございます。それからずっと今まで50年、60年という長い年月を、この分収契約に従いまして財産を維持管理してきたわけでございまして、やはり古い昔の人たちは財産区というものを非常に大事に思っておりますし、そういうことで私たちも大変苦労いたしました。

今ここで廃止になりまして、財産分収は100%地元でやるというふうな話でございましたし、あとは作業道とか、そういうものは財産分与によって作りなさいというふうな項目もございました。しかしながら現在、この木材が大変低迷しております。そういうことで、現在の維持管理にも私たちは大変苦労しております。やはり、人を出

すにしても人足がなかなか出ないし、あるいは収入を得たいとしても、今にあっては もうほとんど収入がないという結果になっております。

そういうことで、この維持管理が大変なわけでございますが、今は森林組合とかで補助事業等があり、どうにかこうにか維持管理をやっております。今後もそういう面で補助をいただきながら維持管理、あるいは地元が一丸となって維持管理していきたいと思っておるわけでございますけれども、今廃止になりまして、もう全然町とか市が関係ないというふうな格好になりますと、私たちもちょっとどうしていいか迷う点がございます。

そういうことで、廃止になりましても、市とか町の援助というか、ご指導をいただ きながら、今後ずっと維持管理をしていきたいと、こう思っております。

それから、もう一つ問題ありますのは、国土調査でございます。

明治時代の図面よりなっておりません。それで、境界等、あるいは面積等が非常に違うと。そういうふうな問題もありますし、なかなか権利関係も複雑に絡んでおる面もございます。そういうことで、国土調査を雄和はずっと前からやっておるんだけれども、まだ半分ぐらいということでございまして、そういうふうな国土調査も早く進めていただきたいと思います。

そういうことで、今後、財産区が廃止になっても、一応地元の自治会等に指導等を お願いしたいということと、国土調査を進めていただきたいというのがお願いでござ います。

以上です。

佐竹議長 今の件について。

福田会計専門部会長 財産区が廃止されますけれども、その維持管理についての新市との窓口というのは、常に開けておくといいますか、財産区が廃止されて自治会というような形で引き継ぐかと思いますけれども、そちらとの窓口は常に開けて、良好な形で残った財産を守っていくということにしたいと思います。

それから国土調査の件につきましては、今すぐというわけには、ここでちょっと返事ができないという状況ですので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。 佐竹議長 ほかにご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長ないいようでございますので、次に、ご意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それではないようでございますので、ただいまから採決をいたします。議 案第49号、財産区の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ござい ませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第49号は、原案のとおり決定されました。 これで議事については、本日の日程を終了いたしました。

次に、次第の3の報告に入らさせていただきます。

まず(1)地域審議会等設置の検討について、事務局から説明を求めます。

高橋事務局長 地域審議会等の設置につきましては、先の合併協議会でご報告いたしたところでありますが、2月16日に開催いたしました合併協議会幹事会において、企画調整専門部会がこれを所管することに決定いたしました。つきましては、あさっての2月25日には、この件についての1回目の専門部会を開催するということでございまして、順次この合併協議会にも幹事会を経たうえで報告してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの件に関して、ご質問、ご意見等はございませんで しょうか。はいどうぞ。

藤原 貢委員 この前にも話したわけですけれども、これは、我々両町にとっても大切なこれからの問題だと認識しておるわけでございます。

それで、今、高橋局長からの説明もありましたけれども、その内容等々については、これから部会で話し合われると思いますが、私がこの前も話したけれども、市長さんが言った市民協働プロジェクトチームというようなものを発足させるというようなこと、地方分権絡みのですね。それと市民の公聴条例というようなものも策定させるようですけれども、そういったものは、これから市政に反映する市民の声というものに配慮した良い案だと思い、非常に私は期待しておるわけでございます。特に、今までの市政に反映する市民の声というのは、いろいろな地域、あるいは団体の代表というような固定された人方であったわけなので、それがはたして市民全体の声につながるかというようなことを考えて、普通の市民の声も吸いあげるということなので、非常に期待しておるわけです。

今後国の方からも、地域の自治組織の形も当然出てくると思うわけでございますので、ただいま高橋局長さんが言われた件で、ある程度のアウトラインはまだできていないのか、あるいはできているとすれば、それと併せてこれから出先機関としての市民センター的なものに対するお考え方等がございましたら、大体このような方向ということで、今お聞きできないでしょうか。もしあったら、大体のアウトラインだけでもいいから、ひとつお知らせしていただければ有難いと思いますけれども。

佐竹議長 はい、事務局。

藤本企画調整専門部会長 企画調整専門部会長の藤本でございます。

私共の方の部会で、この件について検討するということになるかと思いますが、ご 指摘のとおり地域審議会につきましては、合併特例法の地域審議会もございますし、 昨年11月、地方制度調査会が答申をいたしました地域協議会といいますか、その中に も2つのタイプがございまして、一般制度としての協議会と、それから特別地方公共 団体としてのタイプというのがございます。

ただ、この地方制度調査会の答申の関係につきましては、今度、今国会にですね、3月上旬頃に、この法令の地方自治法、それから合併特例法の改正等の原案を提出すると、こういうことになっておりまして、まだ具体的な内容が見えないと。地方制度調査会の答申の中身ではわかりますが、具体的な法律でどういうことになるのかちょっとわからない状態でございますので、これらも含めて検討を加えていくということになると思います。基本的なタイプとしては、要するに今申しあげた3つと、あとは市政懇談会的なものだとかの4つぐらいのタイプがあるのかなと考えております。いずれ25日の会議におきまして、情報交換をしながら今後進めてまいりたいという

佐竹議長 はい、どうぞ。

ふうに考えております。

藤原 貢委員 これは、市長さんにお聞きします。

その市民公聴条例、これは仮称だとは思いますが、策定させるようだけれども、秋田市と合併した場合、仮に地域審議会が両町、あるいは秋田市にも設置されるとして、当然我々もその中に入るわけです。また、地域審議会は当然旧河辺町、旧雄和町というような旧町単位にできると思うけれども、公聴制度については、例えば河辺町の場合であれば、岩見三内、和田、戸島というような方向、言うなれば都市内分権といいますか、細かくそれをまた区切った中での公聴条例というような方向にお考えになっておられるものかどうか、お知らせください。

佐竹議長 若干、その地域審議会と自治法改正によります今の地方制度調査会の中の議論について、ちょっとここら辺を、市長会で私の聞き得た範囲でお話ししますと、まず第1点の地方制度調査会でやっている今の地域の自治組織、この場合の地域自治組織の委員は、これはそれぞれの地域の各種団体等を代表する方々で、100%ボランティアという形です。これは法律によりますので、原則はまったくの無報酬になろうと。

ただ、そこにどういう権限が与えるのかどうかという話は、むしろ町村会、市長会からあまり良い返事はないのであります。いわゆる屋上屋重ねるという形になると。 ものに限定して決定権があるわけで、ただし、あまりの決定権なりますと、自治法全体の法体系とかなりいろんな面で錯綜しますので、合併をこのあとするところの暫定、これもやっぱり暫定的なものになるのかな。あるいはどのぐらいまで長引くのかとい うのは、長引くというかね、その自治組織については皆目ですね。ただ、たぶん意外と理念的なものになるんではないかなということで、ちょっとその地域審議会とはまた一線を画して考えなきゃならないのではないかなという感じがします。それと、まだここら辺は議論中ですので、ちょっとわからないところがあります。

それから公聴条例ですけれども、これは細かくというよりもですね、いわゆる普遍的にという形で、むしろその一つひとつの事象、地域の課題については、その適応するという段階での運用の問題になると思うんです。やっぱり、公聴条例でその細かいところまで決めるというわけにはいかないと。ただ、その理念的なものをどうやるのか、その理念的なものにどう裏付けをつけていくのかというのは、ちょっと私の方もまだこれからですけれどもね。

いずれ、今の市民協働、あるいはいろんなことで行政がすべからく全部を網羅できないとなると、できることはできるだけ地域の皆さん、あるいは市民の皆さんとなりますので、お互いにそこの納得付けも必要ですし、そういうものの意見というものをより広く求めたいという、そのシステムについて決めようということです。ですから、その地域ごとにどうとかという話にはならないと思います。地域の問題とちょっとこれについては、また切り放して考えなきゃならない。ただ、運用の問題では出てくるのかなと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、次に報告の2番目、平成16年度合併協議会事業計画および予算の取扱いについて、事務局から説明願います。

高橋事務局長 お手元に報告関係資料1、そして報告関係資料2としてございます。 概略を説明してまいります。

まず1つは、報告関係資料1でございます。その前に少し取扱いについて私からご案内させていただきます。平成16年度の合併協議会事業計画および予算については、本協議会の負担金を含む1市2町の平成16年度当初予算の成立を前提としますことから、当初計画では、1市2町すべての議会で議決されたのちの3月末に開催する合併協議会へ提案し、承認をいただく予定としておりました。

しかしながら、同時期に河辺町議会議員選挙が予定されており、前回、3月末の合併協議会開催を4月12日に先送りしたところでございます。そのため本日は、この平成16年度合併協議会事業計画および予算につきましては、現段階の案をご説明申しあげます。そして、1市2町の平成16年度当初予算の成立後に、会長の専決処分で本協議会の16年度予算を成立させたうえで、4月12日の合併協議会に提案し、報告、そして承認をいただく、そういうことにしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお

願いいたします。

それでは、少し説明してまいります。

はじめに事業計画でありますが、1つ目の会議の開催につきましては、(1)、(2)としてございます。これは記載のとおりでございます。2つ目が、市町村建設計画の検討でございます。それから3つ目が、合併協定項目の検討と合併協定書の策定でございます。それから4つ目が、住民への積極的な情報提供をはかるということでございます。5つ目でございますが、この協議が、現在の予定であれば平成16年7月上旬に合併協定書の調印を行いたいということで、調印式を事業計画に掲載いたしました。6番目が、その他でありまして、4月から具体的に県、あるいは国との調整をはかっていくということでございます。

裏面をご覧いただきますが、法定協議会における今後の協議予定ということで、第1回目から第8回目、本日までは網掛けとして実施済みとさせていただいております。第9回目から13回目は記載のとおり行われますが、下から4行目にございます調印と調印準備等につきましては、5月17日には合併協定項目全般の最終調整をはかり、それから6月2日の12回目では、調印式の概要説明と今後の予定を周知いたし、最終的には第13回目、7月としてございますが、調印式というふうな段取りとしてございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、報告関係資料2の合併協議会予算でございます。

第1条は、総額を4,323万7,000円と定めることとしております。

第2条が、款項の区分および当該区分ごとの金額は、次の表ということでございます。 裏面の2ページ目に歳入歳出予算の表がございますが、これにつきましては、3ページの事項別明細書で少し説明してまいります。

はじめに歳入であります。

1 款負担金 1 項負担金ということになりますが、これは記載の説明欄にありますとおり、負担金割合を定めまして、当初予算の議決等をお願いしているところであります。

2款繰越金1項繰越金は、前年度繰越金ということでございます。

その合計がこの計にあります4,323万7,000円が歳入の計でございます。

なお、この前年度繰越金の中身につきましては、業務委託費等の節約が主でございます。

それから歳出の欄でございます。

1 款事業費でございます。総額3,621万2,000円となるものでありますが、1 項会議・広報費は、説明欄にありますとおり、協議会等開催。それから住民 P R 経費、これ

が一番の費用を見込んでございます。等々でございます。それから合併調印式開催経費20万2,000円ということでございますが、簡潔な中に調印式を実施したいという含意でございます。

2項調査研究費でございますが、例規策定関連業務、それから合併の施行に向けた 先進事例調査も必要でございますので、若干見込んでございます。合計236万6,000円 でございます。

次に、2款事務局費1項事務局費でございますが、一般管理的経費でございます。 予備費として、3款に200万円計上してございます。

合わせて4,323万7,000円となるものであります。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんか。よろしゅう ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、その他でございます。その他、事務局から何かありますか。 高橋事務局長 事務局からは、次の開催予定でございます。

先ほど、その他資料の2で変更後の予定表をお配りしてございます。平成16年については、第9回は4月12日、第10回は4月21日、非常にお忙しい中申しわけございませんが、この当ホテルにおいて開催いたします。

以上、ご案内いたします。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、今日は時間内に終わることができました。ご協力いただきありがとうございました。

以上をもちまして、今日の協議会を終了いたします。

大変ありがとうございました。

以上

## 署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

委員

委員